

第 67 回人権週間 特設なんでも相談所を開催します

北見人権擁護委員協議会・釧路地方法務局北見支局では、第 67 回人権週間(12月4日から10日まで)にちなんで「特設なんでも相談所」を開催します。

人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

津別町での開催日は、以下のとおりです。
日時 12月4日(金)午後1時から4時まで
会場 林業研修会館(役場裏)1階図書室
相談員 人権擁護委員

(鷹嘴とし子、修田建恵、布瀬勝明)
相談内容 学校・職場でのいじめ、パワハラ、配偶者や家族からの暴力及びインターネットによる嫌がらせなどの人権問題から、離婚や成年後見など、さまざまな悩みごと、困りごとについて
※相談は無料で、秘密は固く守られます。

問い合わせ先
釧路地方法務局北見支局 ☎0157-23-6166

冬の交通安全運動

11月11日(水)～11月20日(金)

運動の重点

- 高齢者の交通事故防止
- 凍結路面等のスリップによる交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

全道
統一行動日
11月11日(水)
セーフティ
コール



問い合わせ先
住民企画課 住民環境グループ
☎76-2151(内線216)

個人事業税・第2期の納期限は11月30日です

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。事業の所得から各種控除額を差し引いたものに、次の税率をかけて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業 など	5%
第二種事業	畜産業、水産業 など	4%
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業 など	5%
	あん摩・はり・きゅう業 など	3%

オホーツク総合振興局から送付する納税通知書で、第1期(8月31日期限)と第2期(11月30日期限)の2回に分けて納めていただきます。
※年税額が1万円以下の場合、第1期に全額を納めていただきます。

連絡・問い合わせ先

オホーツク総合振興局税務課
【課税に関すること】課税係 ☎0152-41-0613
【納税に関すること】納税係 ☎0152-41-0616

津別町地域づくりフォーラム

落語で知ろう成年後見制度

とき 平成27年11月7日(土)
午後1時30分～4時

ところ 津別町民会館 大講堂
第1部 桂ひな太郎師匠による
「成年後見落語」

第2部 シンポジウム
「市民後見人の活動が地域を支える」



- ・東 啓二氏(東京大学コミュニティ意思決定支援プロジェクト特任専門職員)
- ・五ノ井 八重氏(釧路市民後見人)
- ・笹谷 貴志氏(津別町あんしん生活サポートセンター専門員)

司会 桂 ひな太郎 師匠
その他 入場無料ですので、多くの町民の方のご出席をお願いします。

共催 津別町・津別町社会福祉協議会
問い合わせ先 津別町社会福祉協議会 ☎76-1161

11月は、児童虐待防止推進月間です

平成27年度標語 「もしかして」

あなたが救つ 小さな手

◆児童虐待とは

親など現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないこと、言葉によるおどかしや拒否的な態度をとったり、わいせつな行為をすること(させること)などによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長、発達をそこなう行為をいいます。



◆しつけとの違いは?

たとえ親などがしつけと思っけていても、虐待かどうかは、その行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。

◆虐待してしまう家庭を追いつめないで見守ってください

子どもへの虐待については、虐待をしてしまう保護者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体が多面的な悩みを抱え、援助を必要としています。周囲から保護者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題を悪化することがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねばなりません。子どもを助けたいと思う一報が子どもの命を救い家族全体を救うのです。

◆虐待に気づいたり、次のようなことを見たり聞いたら、次の通告先までご連絡ください

- ・身体的虐待「不自然な傷が多い」「叩く音や泣き声が聞こえる」
- ・ネグレクト「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしよつちゅう外出している」
- ・心理的虐待「しつけの程度を超えて叱っている」「ことばによる脅し」
- ・性的虐待「子どもにわいせつな行為をしている(させている)」
- など、不審なことがあれば、通告してください。

※相談や通告した人が誰か特定されず、うような情報は、決して漏らしません。

《問い合わせ先》

- 役場 保健福祉課 介護福祉グループ ☎76-2151(内線277)
- 北海道北見児童相談所 ☎0157-24-3498
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
- (一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります)

パブリックコメントの実施について

津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(案)に関するパブリックコメントを実施します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)では、法律に定められた事務のほか、地方公共団体が独自に行う事務についても、条例を定めることにより、個人番号を利用することができるようになります。

町では、現に実施している事務の範囲の中で、個人番号の利用等ができるよう、条例を制定します。

このたび、条例(案)がまとまりましたので、皆様からのご意見を募集いたします。

意見書の提出について

- 募集期間 平成27年11月1日(日)～30日(月)まで
- 意見を提出できる方
 - ・町内在住者
 - ・町内勤務者
 - ・町内に事業所を有する法人、その他の団体
- 閲覧できる場所
 - ・津別町ホームページ
 - ・役場正面玄関ロビー、中央公民館、さんさん館
- 記載事項
 - 住所、氏名およびご意見
 - ※書類様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、閲覧場所に備え付けられたものを使用してください。
- 提出方法
 - ・郵送
 - ・FAX
 - ・Eメール
 - ・総務課職員または閲覧場所の職員へ提出してください。
 - ※電話では受付いたしません。
- 注意事項
 - ・いただいたご意見については、個別に回答いたしません。
 - ・いただいたご意見の概要とそれに対する考え方については、別途公表いたします。ご意見を公表させていただく場合は、個人情報に十分配慮いたします。
- 提出・問い合わせ先
 - 総務課 ☎092-0292 津別町字幸町41番地
 - ☎(0152)76-2151 内線208 FAX(0152)76-2976
 - E-mail:soumu1@town.tsubetsu.hokkaido.jp